

建設工事請負契約書第25条第5項の運用

この運用は、建設工事請負契約書第25条第5項（以下「単品スライド条項」という。）の取扱について定めるものとする。

1 主要な工事材料

単品スライド条項に規定する「主要な工事材料」は、鋼材類又は燃料油とする。

2 スライド額の算定

(1) 請負代金の変更額（以下「スライド額」という。）の算定は、1項により当該工事の主要な工事材料とされた鋼材類又は燃料油に該当する各材料（以下「対象材料」という。）の単価等に基づき、次式により行う。

$$S = (M_{\text{変更鋼}} - M_{\text{当初鋼}}) + (M_{\text{変更油}} - M_{\text{当初油}}) - P \times 1 / 100$$

$$M_{\text{当初鋼}}, M_{\text{当初油}} = \{p_1 \times D_1 + p_2 \times D_2 + \dots + p_m \times D_m\} \times k \times 105 / 100$$

$$M_{\text{変更鋼}}, M_{\text{変更油}} = \{p'_1 \times D_1 + p'_2 \times D_2 + \dots + p'_m \times D_m\} \times k \times 105 / 100$$

S : スライド額

$M_{\text{変更鋼}}, M_{\text{変更油}}$: 価格変動後の鋼材類又は燃料油の金額

$M_{\text{当初鋼}}, M_{\text{当初油}}$: 価格変動前の鋼材類又は燃料油の金額

p : 設計時点における各対象材料の単価

p' : 3項に基づき算定した価格変動後における各対象材料の単価

D : 4項に基づき算定した各対象材料の対象数量（以下「対象数量」という。）

k : 落札率

P : 請負代金額

(2) 乙が各対象材料を実際に購入した際の代金額を対象材料ごとに合計した金額（消費税相当額を含む。）を算定し、これら実際の購入金額が(1)の $M_{\text{変更鋼}}$ 又は $M_{\text{変更油}}$ を下回る場合、(1)の規定にかかわらず、 $M_{\text{変更鋼}}$ に代えて乙の鋼材類の実際の購入金額を、 $M_{\text{変更油}}$ に代えて乙の燃料油の実際の購入金額を用いて、(1)の算式によりスライド額を算定する。

(3)(2)の「乙が各対象材料を実際に購入した際の代金額」は、次に定めるとおりとする。

ア 5項により確認された各対象材料の実際の購入数量が4項の対象数量以下である場合は、当該対象材料を乙が実際に購入した際の代金額とする。

イ 5項により確認された各対象材料の実際の購入数量が4項の対象数量を上回る場合は、各対象材料ごとに、当該対象数量を実際に購入した数量で除し、これに乙が実際に購入した際の価格を乗じて得た金額とする。

ウ 燃料油に該当する各対象材料について、5項(3)により、主たる用途以外の用途に用いた数量を4項の対象数量とすることとした場合は、主たる用途以外の用途に用いた数量に、3項(1)イ(イ)の平均価格を乗じて得た金額とする。

(4)(1)により算定されたスライド額は諸経費(共通仮設費、現場管理費及び一般管理費等)の対象外とする。

3 価格変動後における各対象材料の単価算定方法

(1)スライド額の算定に用いる価格変動後の各対象材料の単価(p')は、次に定めるとおりとする。

ア 鋼材類

各対象材料を現場に搬入した月の実勢価格(対象材料を複数の月に現場へ搬入した場合にあっては、各搬入月の実勢価格を搬入月ごとの搬入数量で加重平均した価格)とする。

イ 燃料油

(ア)各対象材料を購入した月の実勢価格(対象材料を複数の月に購入した場合にあっては、各購入月の実勢価格を購入月ごとの購入数量で加重平均した価格)とする。

(イ)各対象材料のうち、5項(3)により、乙が提出した主たる用途に用いた数量の証明書類に基づいて当該証明に係る数量以外の数量についても4項の対象数量とすることとしたものにあつては、(ア)の規定にかかわらず、工期の始期が属する月の翌月から工期末が属する月の前々月までの各月における実勢価格の平均価格とする。

(2)(1)ア及びイ(ア)に規定する各対象材料の搬入又は購入(以下「搬入等」という。)の月及び数量は、工事請負契約書第13条第2項による工事材料の検査又は確認を必要とするものについては、工事材料の検査又は確認を行った月及び数量とし、当該検査又は確認の際に搬入等の月及び数量が把握されていない対象材料があるときは、別途の方法で把握した搬入等の月及び数量とする。

4 各対象材料の対象数量算出方法

(1)各対象材料の対象数量(D)は、各対象材料ごとに、次に掲げる数量とする。

ア 設計図書(営繕工事にあつては、数量書。以下同じ。)に記載された数量があるときは、当該数量とする。

イ 数量総括表に一式で計上されている仮設工等にあつては、甲の設計数量とする。

ウ 運搬に燃料油を用いる各種資材のうち、燃料油の価格が著しく変動し、請負代金額が不相当となるもの(運搬費用が設計図書に明示されないものに限る。)にあつては、当該運搬に要する燃料油に該当する各対象材料の数量で客観的に確認できるもの

(2)請負代金の部分払をした工事にあつては、6項に定めるところにより単品スライド条項の適用対象とすることができる旨を記載した場合を除き、(1)に規定する数量から、当該部分払の対象となった出来形部分又は工事現場に搬入済みの工事材料若しくは製造工場等にある工場製品(以下「出来形部分等」という。)に相応する数量を控除する。

5 搬入等の時期、購入先及び購入価格に関する乙への確認

(1)乙が単品スライド条項の適用を請求したときは、甲は乙に対し、乙が各対象材料を実際に購入した際の価格(数量及び単価)、購入先及び当該対象材料の搬入等の月を証明する書類の提出を求めるものとする。

(2)乙が(1)の求めに応じず、又は必要な証明書類を提出しないため、対象材料について(1)に規定する事項を確認できない場合、当該対象材料は、単品スライド条項の対象としないものとする。

(3)(2)の規定にかかわらず、燃料油に該当する各対象材料について、当該対象材料の購入価格(数量及び単価)、購入先及び購入時期のすべてを証明する書類を乙が提出し難い事情があると認められる場合は、乙が主たる用途に用いた数量を証明する書

類の提出を求めるものとする。この場合、乙が証明書類を提出できないことがやむを得ないと認める範囲で、乙が証明した数量以外の数量についても4項の対象数量とすることができる。

6 部分払の取扱い

建設工事請負契約書第37条第4項に基づき、請負代金の部分払のための既済部分検査に合格した旨の通知を行うに当たり、対象材料の価格変動に伴って、当該工事の請負代金額が不相当となるおそれがあると認めるときは、甲又は乙の求めに応じ、当該通知を行う書面に、甲又は乙は部分払の対象となった出来形部分等についても単品スライド条項の協議の対象とすることができる旨を記載するものとする。

7 部分引渡しの取扱い

建設工事請負契約書第38条に基づく部分引渡しを終えた工事については、当該部分引渡しに係る工事部分については、単品スライド条項を適用することができない。

8 請負代金額の変更手続

- (1) 単品スライド条項に基づく請負代金額の変更の請求は、当該請求の際に残工期（部分引渡しに係る工事部分の残工期を含む。）が2月以上ある場合に限り、これを行うことができることとする。
- (2) (1)に規定する請求があったときは、建設工事請負契約書第25条第8項の規定に基づき、乙の意見を聴いた上で、同項に規定する「協議開始の日」を原則「工期末から45日前の日」と定め、これを(1)の請求があった日から7日以内に乙に通知するものとする。
- (3) この運用に基づく請負代金額の契約変更は、工期の末に行うものとする。

9 全体スライドを行う場合の特則

建設工事請負契約書第25条第1項から第4項までの規定（以下「全体スライド条項」という。）を適用して請負代金額を変更した契約については、2項(1)中「設計時点における各対象材料の単価」とあるのは「設計時点における各対象材料の単価（建設工事請負契約書第25条第3項の基準の日以降については、当該基準の日における単価）」と、「請負代金額」とあるのは「請負代金額から建設工事請負契約書第25条第3項の

変動後残工事代金額を控除した額（同項の基準の日以降については、0とする。）」と読み替えるものとする。

附 則

- 1 この運用は、平成20年6月20日から施行し、適用する。
- 2 工期の末日がこの運用の施行日以降かつ、平成20年9月30日以前である工事に係る8項（1）の適用については、「当該請求の際に残工期（部分引渡しに係る工事部分の残工期を含む。）が2月以上ある場合」とあるのは「工期満了前であって、かつ平成20年7月30日まで」と読み替えるものとする。